

公 示

道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する
申請に関する審査基準並びに標準処理期間

制 定 平成14年1月31日 九運公福第67号
一部改正 平成18年9月29日 九運公 第35号

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する許可申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査基準及び標準処理期間を、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日
九州運輸局長 谷口 克己

記

1. 自家用自動車の有償運送の許可（法第78条第3号）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
2. 自家用有償旅客運送の登録（法第79条）
 - (1) 市町村運営有償運送については、平成18年9月29日付け九運公第8号に定める処理方針による。
 - (2) 過疎地有償運送については、平成18年9月29日付け九運公第9号に定める処理方針による。
 - (3) 福祉有償運送については、平成18年9月29日付け九運公第10号に定める処理方針による。
3. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第80条第1項）

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、平成7年6月13日付け自旅第138号に定める審査基準による。
4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第83条）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 申請時期

申請は、随時受け付けるものとする。

6. 標準処理期間

いずれも1ヶ月とする。

附 則

1. 本基準は、平成14年2月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。
2. 本基準中、引用している各通達は、申請窓口に備え置くものとする。

附 則

1. 本基準は、平成18年10月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。